

久喜市教育委員会令和8年2月定例会

開催月日 令和8年2月20日（金曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前10時42分

久喜市教育委員会令和8年2月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
ア 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第11号）（案）に係る意見聴取について
イ 令和8年度久喜市一般会計補正予算（第1号）（案）に係る意見聴取について
- 第 4 議事
議案第 5号 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 6号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
議案第 7号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱について
議案第 8号 久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示の一部を改正する告示について
議案第 9号 久喜市学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示について
議案第10号 久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
議案第11号 久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
議案第12号 久喜市任期付市費負担教職員の任用について
議案第13号 久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について
〔追加項目〕
議案第14号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
- 第 5 その他
次回定例会について
- 配布資料 議案書、追加議案書、議案参考資料、教育長報告
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 川 和 男
教育部副部長 木 村 明 信
参事兼学校施設課長 甲 田 栄 二
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼生涯学習課長 山 田 知加子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校給食課長 佐 藤 純 子
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁

教育総務課

指導主事 恩 田 拓
課長補佐兼係長 相 園 浩 一

傍聴者 なし

午前10時00分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、おはようございます。寒いと思っておりましたが、青毛掘川の河津桜はつぼみが膨らみ始めております。そのような中、各地のコミセンでは公民館事業推進室による公民館まつりや利用団体作品発表会が開催され、多くの市民の皆様に日頃の活動成果を参観していただいております。

イタリアのミラノ・コルティナでは第25回冬季オリンピックが開催され、連日、日本選手の活躍が続いています。特に先日のフィギュアスケートペアで三浦璃来選手、木原龍一選手の組が、この種目では日本勢初の金メダルを獲得した瞬間を御覧になった方も多いと思います。見ている者に本当に大きな感動を与える演技だったと思います。

早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定でございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和8年2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初、議案9件、教育長報告2件の審議、報告を予定しておりましたが、議案1件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第14号 久喜市教育委員会事務局職員の人事についてを本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと存じます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

議案第11号から議案第14号につきましては、人事案件であることから会議を公開しないこととさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第14号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名させていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、相園課長補佐にお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和8年1月21日に開催いたしました令和8年1月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからイの2件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） それでは、ア、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第11号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一） 教育長報告ア、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第11号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和8年2月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして1月28日付で梅田市長から意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

なお、内容につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

- 参事兼生涯学習課長（山田知加子） 久喜市一般会計補正予算（第11号）、5ページを御覧ください。債務負担行為補正6,446万円についてでございます。このたびの債務負担行為につきましては、現在、解体作業を行っております栗橋いきいき活動センターしずか館

の地中からアスベストの塊が発見され、その処理に係る経費でございます。現在、使用禁止となっているアスベストの特性や今後のしずか館解体工事のスケジュールを踏まえ、早急に処分を行う必要があることから、令和7年度補正予算（第11号）にて債務負担行為を設定し、ご議決をいただきました後は、速やかに契約事務を進めたいと考えております。令和7年度中では債務負担行為の設定のみを行い、工事に係る請求や支払いについては、令和8年度予算において行われるものでございます。

なお、債務負担の限度額6,446万円につきましては、このたび発見されたアスベストの状況を基に、アスベストが埋まっている範囲を想定し、6,446万円と積算いたしましたものでございます。

次に、14ページを御覧ください。先ほどご説明いたしました6,446万円については、その90%について、地方債を財源とするものでございます。

説明については以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、令和8年度久喜市一般会計補正予算（第1号）（案）に係る意見聴取の報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育長報告イ、令和8年度久喜市一般会計補正予算（第1号）（案）に係る意見聴取につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和8年2月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして1月27日付で梅田市長から意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、内容につきましては担当課長からご説明申し上げます。

初めに、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。予算書12ページを御覧ください。2項小学校費、2目教育振興費、事業名3、小学校要・準要保護児童就学援助事業1,894万5,000円の減、事業名4、小学校特別支援教育就学奨励事業426万8,000円の減額でございます。学校給食費を無償化することに伴いまして、学校給食費分の支給がなくなることから減額するものでございます。

また、14ページ、3日中学校費並びに関連する国庫補助金の歳入につきましても、同様に減額をしております。

以上が教育総務課所管分の内容でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 続きまして、学校給食課所管分の主な事業についてご説明いたします。初めに、歳出でございます。予算書の14ページをお開きください。8項保健体育費、2目学校給食費、事業番号3、学校給食運営事業、10節需用費、賄材料費及び18節負担金、補助及び交付金の補正額286万7,000円につきましては、賄材料費から食物アレルギー等で給食を全部出さない、一部を喫食できない児童生徒に対する学校給食費相当額を相殺し、新たな給付事業に振り替えるものでございます。

同じく、2目学校給食費、事業番号5、学校給食費補助事業、18節負担金、補助及び交付金、補正額1,597万8,000円につきましては、学校給食無償化に伴い、当該事業を廃止することにより減額するものでございます。

次に、歳入でございます。予算書8ページを御覧ください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、6細節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正額2億9,691万8,000円のうち2億1,374万円を学校給食運営事業の賄材料費に充当するものでございます。

次に、予算書の10ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、3節保健体育費補助金、1細節給食費負担軽減交付金、補正額3億6,842万5,000円につきましては、国から小学校児童1人当たり5,200円の交付があり、学校給食運営事業賄材料費に充当するものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目学校給食費収入、1節学校給食費収入、1細節学校給食費徴収金（現年度分）補正額4億7,246万円につきましては、小・中学校の給食費無償化に伴い、保護者負担分を減額するものでございます。

学校給食課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 続きまして、生涯学習課所管分についてご説明いたします。

14ページ、15ページを御覧ください。あわせて、歳入につきましては、10ページ、11ページでございます。10款教育費、7項社会教育費、1目社会教育総務費、いきいき活動センターしずか館解体事業でございます。先ほど7年度補正予算（第11号）でご説明いたしましたいきいき活動センターしずか館解体事業におけるアスベスト処理に係る経費としての6,446万円を令和8年度予算においてお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 学校給食費の無償化に関連してお伺いします。国が定めた小学校の月額給食費の基準額は、先ほどご説明のとおり5,200円となっておりますけれども、国では、その基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収

可能としておりますが、これについて市の対応はどのようになるのでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（佐藤純子） 基準額を超えた分につきましては、市の財源において対応しますので、保護者負担はないということでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。それで、10 ページの歳入の補正で、補正後の額の現年度分、これが7,568万3,000円となっておりますが、この負担分というのは誰の負担になるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（佐藤純子） これは、教職員分の給食費を計上しているものでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） はい、分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第4号

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第5号を上程し、これを議題といたします。
議案書の1ページを御覧ください。議案第5号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野川和男） 議案第5号 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。
久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。
議案の内容につきましては、学校給食課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（佐藤純子） 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。
2ページを御覧ください。初めに、第4条でございます。「小学校」及び「中学校」の次に、義務教育学校の開校に併せて字句の改訂を行うものでございます。
次に、第5条及び第6条について、学校給食無償化に伴い、「児童又は生徒その他」を削除するとともに、「学校給食費負担者」を「学校給食の提供を受ける者」に改めるものでございます。また、学校給食の提供を受ける者の給食費の納付について定め、第3項において、生活保護による教育扶助を受けている世帯の児童生徒の給食費を徴収しない旨の規定を設けるものでございます。

次に、附則でございます。この規則は、令和8年4月1日から施行し、施行日以降に提供する学校給食費に適用する旨を規定するものでございます。

以上が議案第5号 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてのご説明でございます。お願いします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第5号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第6号を上程し、これを議題といたします。

議案書の4ページを御覧ください。議案第6号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第6号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第6号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案参考資料3ページから6ページを御覧ください。このたびの改正は、学校給食の無償化に伴い、就学援助及び特別支援教育就学奨励費につきまして、学校給食費を支給対象から外すため、令和7年3月24日に公布済みの久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。一部改正規則の第5条が久喜市就学援助規則の改正条文、第28条が久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の改正条文になり、それぞれの条文及び様式から学校給食費の項目を削除するものでございます。

最後に、附則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第6号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第7号を上程し、これを議題といたします。

議案書の10ページを御覧ください。議案第7号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○**教育部長（野川和男）** 議案第7号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱を、別紙のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学校給食課長よりご説明申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 学校給食課長。

○**学校給食課長（佐藤純子）** 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱についてご説明いたします。11ページを御覧ください。

初めに、第1条でございます。学校給食費の無償化に伴い、学校給食の提供を受ける児童生徒と食物アレルギー等の理由により学校給食の全部または一部を停止している児童生徒の保護者との経済的利益の均衡を図るため、給付金給付事業を実施する旨を定めたものでございます。

次に、第2条で学校給食費の定義を定め、第3条で支給対象者を、第4条で給付金の額等を定めるものでございます。

第5条以降は、給付金の申請及び支給決定等について定めるものでございます。

以上が第7号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第7号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** この事業の予算額は、先ほど286万7,000円とありましたが、この対象者の内訳、全部停止、牛乳のみ停止、牛乳以外の停止、この内訳はどのようになっているのでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）** 学校給食課長。

○**学校給食課長（佐藤純子）** 学校給食を全部停止している、完全停止している児童生徒は小学校で8人、中学校で3人、牛乳のみ停止している児童生徒は小学校で70名、中学校で26名、牛乳のみを飲んでいる児童生徒は小学校で18名、中学校で2人、合計127人を

見込んでいるところでございます。

- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。それと、食物アレルギー等とあるのですが、この「等」の中には何が含まれるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（佐藤純子） 食物アレルギーで停止したりしている児童生徒は、医師の診断書をもって停止することになっているのですけれども、医師の診断を求めずともなく、例えば牛乳を飲んで体調が悪いか、そういったことで止めている児童生徒もおります。そういった子も食物アレルギーというくくりの中で停止しているという事例がありますので、食物アレルギー「等」ということで表記しております。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） この「等」の中には、いわゆる宗教上でということとは含まれないのですか。
- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（佐藤純子） 申請が出ている方につきましては、宗教でも認めている場合がございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 現在、その宗教上の関係で止めている方は何人ぐらいいるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（佐藤純子） ちょっと手元に資料がありませんので、後ほど資料をお示しさせていただきます。
- 教育長（柿沼光夫） 後ほど資料を提供してください。いることはいるのですよね。
- 学校給食課長（佐藤純子） はい。おります。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
諸橋委員。
- 教育長職務代理人（諸橋美津子） アレルギーに関してなのですが、万が一そういったものを口にしてしまって、アナフィラキシーショックとかが起きた場合の対処というのは各学校でになります。例えばエピペンとか、そういったものは用意されているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（佐藤純子） エピペンにつきましては、保護者が医師から処方されて持っていますので、それを学校でお預かりしている学校もありまして、もしそういった事態がありましたら、各学校で速やかに処置を行うことになっています。これまでエピペンを使用したという事例はなかったと記憶しております。
- 教育長職務代理人（諸橋美津子） 分かりました。

- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） はい。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第7号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱につきましては、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
- ◎議案第8号
- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第8号を上程し、これを議題といたします。
議案書の16ページを御覧ください。議案第8号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野川和男） 議案第8号 久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示の一部を改正する告示についての提案理由を説明させていただきます。
久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。
議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） 議案第8号 久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示の一部を改正する告示につきましてご説明申し上げます。
議案書の17ページを御覧ください。このたびの改正は、令和7年3月24日に公布済みの久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示につきまして、議案第9号でご審議いただきます久喜市学校給食費補助金交付要綱の廃止に伴い、整備を行うものでございます。
それでは、改正内容についてご説明申し上げます。一部改正告示の第15条が、久喜市学校給食費補助金交付要綱において義務教育学校について規定する条文となっておりますが、このたびの例規整備に伴いまして、改正が不要となるため、同条を削除するものでございます。
最後に附則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。
説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫） 議案第8号について質疑をお受けいたします。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第9号を上程し、これを議題といたします。

議案書の18ページを御覧ください。議案第9号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○**教育部長（野川和男）** 議案第9号 久喜市学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示についての提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市学校給食費補助金交付要綱を、別紙のとおり廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学校給食課長よりご説明申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 学校給食課長。

○**学校給食課長（佐藤純子）** 久喜市学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示についてご説明いたします。19ページを御覧ください。学校給食無償化に伴い、これまで児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、第3子以降の学校給食費を補助していた当該補助金を廃止するものでございます。

以上が議案第9号 久喜市学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示についての説明でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第9号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 久喜市学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第10号を上程し、これを議題といたします。

議案書の20ページを御覧ください。議案第10号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○**教育部長（野川和男）** 議案第10号 久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市教育委員会公印規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 10 号 久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

議案書 21 ページから 23 ページ、議案参考資料 7 ページから 8 ページを御覧ください。このたびの改正は、令和 8 年 3 月 31 日付で鷺宮小学校及び鷺宮西中学校が廃止となること、及び令和 8 年 4 月 1 日付で鷺宮西小中学校が開校となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げます。初めに、第 4 条第 1 項につきましては、学校の種類に義務教育学校を追加するものでございます。

次に、別表につきましては、鷺宮小学校及び鷺宮西中学校の公印の規定を削除し、鷺宮西小中学校の公印を新たに規定するものでございます。

次に、附則でございます。この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 10 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第 11 号から議案第 14 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは、一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 30 分 休 憩

午前 10 時 30 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 11 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 11 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 24 ページを御覧ください。議案第 11 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

次の議案第 12 号から議案第 14 号につきましては、教職員及び事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員については、一時退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 31 分 休 憩

午前 10 時 32 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 12 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 12 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 26 ページを御覧ください。議案第 12 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第 13 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 13 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 27 ページを御覧ください。議案第 13 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第 14 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 14 号を上程し、これを議題といたします。
追加議案書の 1 ページを御覧ください。議案第 14 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 41 分 休 憩

午前 10 時 41 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

これをもちまして、会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時41分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和8年3月23日月曜日、午前10時から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は3月23日月曜日、時間は午前10時から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせをいたします。

午前10時42分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和8年2月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和8年3月23日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾